

## 七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

### 1 改正理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することから、引用している条例において所要の改正を行います。

### 2 改正内容

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第36号）第4条第6号中に規定する「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改めます。

### 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条(略)                      (水道技術管理者の資格)                      第4条(略)                      (1)～(5)(略)                      (6)厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者                      附則                      (略)</p>	<p>第1条～第3条(略)                      (水道技術管理者の資格)                      第4条(略)                      (1)～(5)(略)                      (6)国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者                      附則                      (略)</p>